## ◎米穀等の取引等に係る情報の記録及

## び産地情報の伝達に関する法律

(平成二一年四月二四日法律第二六号)

## 一、提案理由(真会 「年三月一二日・衆議院農林水産委)

## ○石破国務大臣

な内容を御説明申し上げます。の伝達に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要の伝達に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主地情報……………………………………………(略)…………………

このような状況を踏まえ、国民の主食であり、国内で唯一自にわたって消費者の不安が生じたところであります。品の原料米の産地がわからなかったことなどから、米製品全般解明に時間を要し、また、米穀を原材料として使用している食解明に時間を要し、また、米穀を原材料として使用している食

発生した場合に、流通ルートを迅速かつ的確に特定し、関係法給可能な穀物である米穀について、食品事故などの問題事案が

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

の産地情報の提供を促進することを目的として、この法律案を律による措置を適切に実施できるようにするとともに、米穀等

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げ提出した次第であります。

をしたときは、その取引等に係る情報を記録、保存しなければ第一に、米穀等を取り扱う事業者は、米穀等について取引等

いて重要に思うっしらく改善について一隻当費者へつ反乱とに第二に、米穀等を取り扱う事業者は、その産地を識別するこならないこととしております。

ればならないこととし、主務大臣はその違反者に対して勧告及は提供をするときは、米穀等の産地を一般消費者に伝達しなけとが重要と認められる米穀等について一般消費者への販売また

以上が、これら三法案の提案の理由及び主要な内容でありま.....(略).....(略)

び命令を行うことができることとしております。

うお願い申し上げます。 何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますよ

す。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二一年三月二四日)

○遠藤利明君 ただいま議題となりました三法律案につきまし

て、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し

三法律案は、去る三月十一日本委員会に付託され、翌十二日三法律案を一括して議題とし、石破農林水産大臣から提案理由三法律案を一括して議題とし、石破農林水産大臣から提案理由三法律案は、去る三月十一日本委員会に付託され、翌十二日

ブ、公明党及び社会民主党・市民連合から、政府が検討すべきに関する法律案については、自由民主党、民主党・無所属クラ次に、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達

.....(略)......(略)

すべきものと議決した次第であります。 すべきものと議決した次第であります。 すべきものと議決した後、採決の結果、修正案及び修正部分を除じついて、検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講びの説明を聴取した後、採決の結果、修正案及び修正部分を除する旨を追加する四会派共同提案による修正案が提出され、趣がの説明を追加する四会派共同提案による修正案が提出され、趣ができるのと議決した次第であります。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されました。

.....(略).......

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二一年三月一九日)

る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案に対する修正党及び社会民主党・市民連合を代表して、米穀等の取引等に係○筒井委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明

案の趣旨を御説明申し上げます。

以下、その内容を申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりであります。

全な発展を図る観点から、飲食料品について、この法律の実施の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健法律案の附則における政府が検討すべき事項に、国民の健康

その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨を追加す ることであります。 品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務 提供を義務づけることについて検討を加えるとともに、加工食 状況を踏まえつつ、速やかに、取引等に係る基礎的な情報につ づけることについて検討を加え、必要があると認めるときは、 いての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げま

以上です。

○附带決議(平成二一年三月一九日)

の附帯決議と一括して掲載

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平二一法二五)

三、参議院農林水産委員長報告(平成二一年四月一七日)

○平野達男君 て、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。 ただいま議題となりました三法律案につきまし

に関する法律案は、米穀等に関し、 .....(略)......(略) 次に、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達 食品としての安全性を欠く

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

とするものであります。 係る情報の記録及び保存並びに産地情報の伝達を義務付けよう の提供を促進するため、取扱事業者に対し、米穀等の取引等に 通を確保するための措置を講ずるとともに、米穀等の産地情報 ものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流

び加工食品の主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検 飲食料品の取引等に係る基礎的な情報の記録の作成、

なお、衆議院におきまして、政府が検討すべき事項を追加し、

保存等及

討を加える旨の修正が行われております。

管理等におけるふるい下米の取扱い等について質疑が行われま すべての飲食料品にトレーサビリティーを導入する必要性、米 米のトレーサビリティー導入に係る関係事業者の負担軽減策 題の再発防止策、新用途米穀の需要喚起に必要な効果的施策 の適正な流通を確保するための監視体制の在り方、米の用途別 ず千葉県で現地視察を行うとともに、事故米穀の不正規流通問 米穀等の産地情報伝達とJAS法の原料原産地表示との関係 .....(略)...... 委員会におきましては、以上の三案を一括して議題とし、ま

致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 したが、その詳細は会議録によって御承知願います。 質疑を終局し、 順次採決の結果、三法律案はいずれも全会

なお、三法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二一年四月一六日)

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平二一法二五)

の附帯決議と一括して掲載)